

松江市とのスポーツ交流に関する、監査委員からの質疑書と担当部の回答について

社会教育部 スポーツ振興課

《教育委員会社会教育部》

2 松江市交流事業について

次のことについて、説明してください。

(1) 目的及び概要

(回答)

姉妹都市提携している松江市とのスポーツ交流及び親睦を図ることを目的として、事業を実施しています。

① 姉妹都市 松江市・宝塚市少年スポーツ交歓会

松江市と姉妹都市提携を締結した後の昭和49年以来、両市のスポーツ少年団がお互いの少年スポーツ振興と交歓を図ることを目的に毎年相互訪問で継続実施をしています。団員(子ども)の家族ぐるみのホームステイ交流がこの交歓会の大きな特徴です。

令和5年度で第50回を迎え、7月29日(土)・30日(日)に松江市を会場として、軟式野球・サッカー・バレーボール・剣道の4種目で約200名が参加し、交流試合を行いました。

② 姉妹都市 松江市・宝塚市生涯スポーツ交流会

高齢化社会の進展とともに、市民の健康づくりの一翼を担う生涯スポーツ事業の推進を図るため、毎年相互訪問で継続実施しています。

令和5年度で第26回を迎え、両市間の生涯スポーツ振興と市民相互の交流を図るため、5月13日(土)と14日(日)に宝塚市を会場として、軟式野球・サッカー・バドミントン・バレーボールの4種目で約150名が参加し、交流試合を行いました。

(2) 実績及び成果

(回答)

令和5年度は、少年スポーツ交歓会及び生涯スポーツ交流会を実施することで、合計335名が参加し、スポーツ交流を行いました。

また、少年スポーツ交歓会においては、子どもがホームステイをすることが大きな特徴であり、スポーツ少年団を卒団してからも家族ぐるみの交流が続いている家庭もあります。生涯スポーツ交流会においては、スポーツ愛好者によるスポーツ振興と親睦を図ることができ

ています。

いずれの市民交流も、両市のスポーツ振興のみならず、他分野における姉妹都市交流の礎になっていると認識しています。

(3) 姉妹都市 松江市・宝塚市少年スポーツ交歓会について

ア 負担金の算出根拠（大人と子どもに分けて説明してください。）

（回答）

大人の負担金 2,000 円については、7月29日（土）の松江市内での昼食代及び松江フォーゲルパーク入場料の自己負担として概算額を徴収しています。

子どもの負担金 1,500 円については、7月29日（土）の松江市内での昼食・おやつ・紙パックジュース代及び松江フォーゲルパーク入場料の自己負担として概算額を徴収しています。

イ 役員及び指導者から負担金として 2,000 円を徴収している一方、謝礼としてほぼ同額を支出している理由

（回答）

負担金は上記のとおり昼食代や入場料など、実費相当に対する自己負担金であり、一方で、謝礼は派遣した役員・指導者へのスポーツ少年団の引率と指導に当たるための日当として支給しているものです。

ウ 懇親会費、昼食代、宿泊費を公費支出している理由（それぞれについて説明してください。）

（回答）

懇親会費について、少年スポーツ交歓会のプログラムのひとつである、役員・指導者の意見交換会の参加費のことであり、スポーツ交流事業の一環であることから、公費より支出しています。

昼食代については、実費相当の徴収金として自己負担を求めているものです。

宿泊費については、少年スポーツ交歓会は2日間にわたるスポーツ交流事業の一環として、子どもたちの引率や指導を伴うものであり、同行派遣した役員・スタッフの宿泊費を公費負担しているものとなります。

(4) 参加者の選出方法及び参加者の状況（少年スポーツ交歓会、生涯スポーツ交流会ごとに説明してください。また、参加者の固定化の有無についても併せて説明してください。）

（回答）

少年スポーツ交歓会では、引率・指導する役員・指導者については、各スポーツ団体で年度ごとに選出しています。スポーツ交流に参加する少年少女団員については、野球部及びサッ

カー部では各チームから参加者を選抜し、バレーボール部及び剣道部では各チームで調整し、メンバーを選出しています。

生涯スポーツ交流会では、各スポーツの協会内で調整し、市民競技者を選出していますが、年齢制限がある一方で、高齢化が進んでいることから一部の参加者が連続して参加することがあります。